

ある者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密保持義務)

第五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第六条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は当事者若しくは関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局学校教育課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四十六号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成十一年栃木県条例第三十一

号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の二の項中「法」の下に「第六条の三第九項から第十二項まで及び」を加え、同表十八の三の項中「第八号から第十二号まで」を「第十一号から第十五号まで」に改め、同項中第十二号を第十五号とし、同項第十一号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第八号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

- (六) 法第三十五条第六項の規定による意見の聴取
- (七) 法第三十五条第七項の規定による協議
- (八) 法第三十五条第九項の規定による通知

別表第一の二十七の二の項第一号中「第五条第一項及び第六条第一項」を「第七条第一項及び第八条第一項」に改め、同項第二号中「第六条第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「徴収」を「徴収（第一号の認定に係るものに限る。）」に改め、同号を同項第三号とする。

別表第二の五の項第二十号中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の十八の二の項及び十八の三の項の改正規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 雷 一

栃木県条例第四十七号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中四百四十二の三の項を四百四十二の四の項とし、四百四十二の二の項を四百四十二の三の項とし、四百四十二の項の次に次のように加える。

<p>四百四十二の二 建築基準法第六十条 の三第一項ただし書の規定に基づき 建築物の高さに関する特例の許可の 申請に対する審査</p>	<p>十六万円</p>
---	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四十八号

栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例

栃木県個人情報保護条例（平成十三年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第八項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第七項を第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

10 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

11 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第四十八条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、実施機関の諮問に応じて、調査審議し、及び実施機関に意見を述べるができる。

第六十一条中「第四十八条第八項」を「第四十八条第十二項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文書学事課)

認定こども園の認定の要件を定める条例及び栃木県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四十九号

認定こども園の認定の要件を定める条例及び栃木県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

(認定)こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年栃木県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「認定こども園」の下に「(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)」を加える。

第三条第一項第一号中「施設」を「幼稚園又は保育所等」に、「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同項第二号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」に、「実施」を「利用」に改め、同条第二項第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第二号及び第三号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

別表の1の項(1)中「置く」の次に「教育及び」を加え、同項(1)ウを削り、同項(1)エ中「のうち、保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)」を削り、同項(1)エを同項(1)ウとし、同項(1)オ中「のうち長時間利用児」を削り、同項(1)オを同項(1)エとし、同項(2)中「短時間利用児」を「教育時間相当利用児(幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。)」とし、「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児(保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ。)」に改め、別表2の項(2)中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同項(2)中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、別表3の項(1)中「幼保連携施設」を「連携施設」と、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項(2)④及び⑤中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同項(2)アからオまでを次のように改める。

ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等に関し業務上必要な注意義務を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とすること。

エ 子どもの年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

オ 食を通じた子どもの健全な育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じ、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

同表の3の項⑤中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第27号）第46条第5号及び第47条第4号」を「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木県条例第43号）第7条第3項ただし書」と改め、同表⑤中「⑥及び⑦」を「⑧及び⑨」と改め、同表の4の項①を「②」と改める。

(8) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、(3)の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

同表の4の項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める

施設の設備及び運営に関する基準（平成18年^{文部科学省}_{厚生労働省}告示第1号）を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基

準（平成26年^{内閣府}_{文部科学省}告示第2号）と改め、同表①の項④中「に欠ける」を「を必要とする」と、「保育時間」を「教育及び保育の時間」と、「その他の」を「その他」と改め、同表⑤中「に欠ける」を「を必要とする」と、「保育を」を「教育及び保育を」と、「その他の」を「その他」と改め、同表備考中「「幼保連携型認定こども園、」を削り、「第一の三又は第一の四の幼保連携型認定こども園、」を「又は第一の三の」に改める。

（栃木県子ども・子育て審議会条例の一部改正）

第二条 栃木県子ども・子育て審議会条例（平成二十五年栃木県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び児童福祉法」を「児童福祉法」に改め、「第八条第一項」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、第一条の規定による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表の1の項(1)ウ及びエの規定にかか

ならず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 知事は、この条例の施行前においても、第二条の規定による改正後の栃木県子ども・子育て審議会条例の規定の例により、一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、栃木県子ども・子育て審議会を置くことができる。
- 4 前項の規定により置かれた栃木県子ども・子育て審議会は、施行日において第二条の規定による改正後の栃木県子ども・子育て審議会条例の規定により置かれたものとみなす。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「栃木県社会福祉審議会」を「栃木県子ども・子育て審議会」に改める。

第十七条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十九条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営に関する重要事項について規程を定めなければならない。
 - 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 保育の提供を行う日及び時間並びにその提供を行わない日
 - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

第四十九条第二項中「(認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定子ども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))おおむね二十人につき一人以上」と及び「(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)」を削る。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第五十三条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第五十四条 削除

附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第十一条を削る。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(子ども政策課)

栃木県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第五十一号

栃木県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例

(栃木県地方薬事審議会条例の一部改正)

第一条 栃木県地方薬事審議会条例(昭和三十八年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第二条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百七十五の項及び百七十六の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表百七十七の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項下欄中4を削り、同表百七十八の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項下欄中4を削り、同表百七十九の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項下欄の1のイ中「(体外診断用医薬品を除く。以下同じ。)」を削り、同欄の1のロ中「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、「へ」を「二」に改め、同欄の1のハ中「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、同欄の1中二及びホを削り、へを二とし、同欄中4を削り、同表百八十の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項下欄の1のロ中「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、「へ」を「二」に改め、同欄の1のハ中「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、同欄の1中二及びホを削り、へを二とし、同欄中4を削り、同表百八十一の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項下欄の1のロ及びハ中「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、同欄の1中二及びホを削り、同欄中4を削り、同表百八十二の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項下欄中3を削り、同表百八十三の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項下欄中3を削り、同表百八十四の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬部外品又は医療機

器」を「又は医薬部外品」に改め、同項下欄の1及び2中「四万七千七百円」を「七万五千七百円」に、「二万八千円」を「四万九千八百円」に、「一万三千円」を「二万四千五百円」に、「一万七千六百元」を「二万八千二百円」に改め、同欄中3を削り、同条百八十五の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項下欄の1及び2中「十萬千八百円と二千元」を「十六萬三千二百円と三千五百円」に、「七萬千五百円と七千元」を「十一萬千四百円と二千元」に、「三萬八千三百円と三百円」を「六萬三百円と六百元」に、「四萬三千三百円と五百円」を「六萬三百円と七千元」に改め、同欄中3を削り、同項の次に次のように加える。

<p>百八十五の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第一号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 医療機器の製造販売業の許可の申請に係る審査 次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 第一種医療機器の製造販売業の許可 十五万三百円</p> <p>ロ 第二種医療機器の製造販売業の許可 十三万三千円</p> <p>ハ 第三種医療機器の製造販売業の許可 九万四千八百円</p> <p>2 体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に係る審査 十三万三千円</p>
<p>百八十五の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第一号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二第二項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 医療機器の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 第一種医療機器の製造販売業の許可 十三万九千二百円</p> <p>ロ 第二種医療機器の製造販売業の許可 一万七千円</p> <p>ハ 第三種医療機器の製造販売業の許可 八万六千円</p> <p>2 体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 十一万七千円</p>
<p>百八十五の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第三号の規定に基づく医薬品、医療機</p>	<p>三万八千円</p>

<p>器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二三第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査</p>	
<p>百八十五の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第三号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二三第三項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>二万八千八百円</p>
<p>百八十五の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第四項第一号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の第二十一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十四万六千二百円</p>
<p>百八十五の七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第四項第一号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の第二十二項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>十三万五千円</p>

別表第一の百八十六の項、百八十七の項及び百八十九の項から百九十一の七の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表百九十二の項から百九十三の二の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「貸付業」を「貸与業」に改

め、同表百九十三の三の項から百九十三の五の項までの規定中「薬事法施行令第八十条第二項第三号の規定に基づき薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第四号の規定に基づき医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項の次に次のように加える。

百九十三の五の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第一項の規定に基づき再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	三万円
百九十三の五の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第四項の規定に基づき再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	一万三千八百円

別表第一の百九十三の六の項から百九十三の九の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項の次に次のように加える。

百九十三の九の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二第一項の規定に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え	二千元
百九十三の九の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二第一項の規定に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	二千九百円
百九十三の九の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の三第一項の規定に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証	二千元

の書換え	
百九十三の九の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付	二千九百円
百九十三の九の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え	二千円
百九十三の九の七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	二千九百円

別表第一の百九十三の十の項及び百九十三の十一の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項の次に次のように加える。

百九十三の十一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の五第一項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え	二千円
百九十三の十一の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の六第一項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	二千九百円

別表第一の百九十三の十二の項及び百九十三の十三の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設、」を削り、「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」を「高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同表百九十三の十四の項及び百九十三の十五の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

の確保等に関する法律」に、「貸付業」を「貸与業」に改める。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、第二十七号を第三十二号とし、第十六号から第二十六号までを五号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十四号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十三号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十二号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十号中「第六十八条の十」を「第六十八条の二十三」に、「貸付業者」を「貸与業者」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第九号を第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

- (十一) 法第四十条の五第一項の規定による許可(その更新を含む。)の申請の受理等及び当該許可に係る許可証の交付
- (十二) 法第四十条の六第二項ただし書の規定による許可の申請の受理等
- (十三) 法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出の受理等
- (十四) 法第六十八条の六の規定による指導及び助言(高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び貸与業者に係るものに限る。)

別表第二の三十の項中第八号の次に次の一号を加える。

- (九) 法第三十九条の二第二項ただし書の規定による許可

(理容師法施行条例の一部改正)

第四条 理容師法施行条例(平成十二年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第五条 美容師法施行条例(平成十二年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例の一部改正)

第六条 とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例(平成十八年栃木県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十二条第二号の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条による改正前の薬事法第十四条第一項の承認の申請に係る第二条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の百八十四の項の上欄に掲げる事務（医療機器又は体外診断用医薬品に係るものに限る。）に係る手数料については、なお従前の例による。

（薬務課）

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十二号

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例（昭和五十六年栃木県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条、第8条関係）

施設区分	使用時間			備 考
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 正 午 まで	午後1時から 午後5時まで	
特 別 会 議 室	10,500円	5,070円	6,060円	使用時間外に使用する 場合の使用料は、規則で定める。
中 会 議 室	15,000円	7,500円	8,930円	
大 会 議 室	22,700円	11,800円	13,300円	

附 則

この条例は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（産業政策課）

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第五十三号

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例の一部を改正する条例

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例（平成二十五年栃木県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第八条から第十条までを削る。

第十一条の見出しを「（禁止行為に係る通報）」に改め、同条第一項中「第六条又は第七条」を「前二条」に改め、同条第二項を削り、同条を第八条とする。

第十二条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（罰則）

第十条 第七条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条を削り、第十四条を第十一条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした改正前の第九条第一項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（警察本部生活安全企画課）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第五十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条及び第百十四条第二項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

（栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「母子及び寡婦福祉法（一）を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（一）に、「母子及び寡婦福祉法施行令（一）を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（一）に改め、「児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号。以下この項において「平成十四年改正政令」という。）」を削り、同項第一号中「（法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）」及び「（法附則第六条第二項の規定により当該資金とみなされる資金を含む。）」を削り、同項第六号を同項第十二号とし、同項第五号中「（政令）の下に「第三十一条の七及び」を加え、「及び平成十四年改正政令附則第四条第八項」を削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

- (八) 政令第三十一条の六第三項ただし書の規定による繰上償還の申出の受理等
- (九) 政令第三十一条の六第五項の規定による期間延長の申請の受理等
- (十) 政令第三十七条第三項ただし書の規定による繰上償還の申出の受理等
- (十一) 政令第三十七条第五項の規定による期間延長の申請の受理等

別表第一の十八の項第四号中「（政令第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び平成十四年改正政令附則第四条第五項」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号中「（政令第三十七条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

- (三) 法第三十一条の六第一項及び第三項の規定による資金の貸付けの申請の受理等
- (四) 法第三十二条第一項及び第二項の規定による資金（法附則第六条第二項の規定により当該資金とみなされる資金を含む。）の貸付けの申請の受理等

（栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部改正）

第三条 栃木県高等学校等修学資金貸与条例（平成十四年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「に規定する」を「又は第三十一条の六第一項第二号に規定する」に改める。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年栃木県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（こども政策課）